



肝付町に住む皆さんの暮らしを応援します

建てる
買う



住宅取得促進助成金

人口減少の抑制と定住化を図り、活力あるまちづくりの推進と地域活性化を目的として、新築・中古住宅を問わず肝付町内に新たに住宅を取得された方へ助成金を交付します。



ホームページでも掲載しています。

要件			助成額
対象となる要件	新築住宅・建売住宅の購入		20 万円（上限額）
	中古住宅の購入		10 万円（上限額）
加算となる要件	転入者の場合		10 万円
	同一世帯に 高校生以下の子供がいる場合	1 人	10 万円（商品券）
		2 人以上	20 万円（商品券）
	ひとり親世帯の場合		10 万円
	新婚世帯の場合		10 万円（商品券）
	新築住宅の施工業者が町内業者である場合		10 万円（商品券）
	空き家バンク登録者と契約を交わした場合		10 万円



お問い合わせ先

肝付町役場

企画調整課

☎ 0994 (65) 8422



結婚新生活支援事業補助金

新規に婚姻し、肝付町に新居を構える夫婦世帯の住宅取得費用・リフォーム費用・住宅賃借費用・引っ越し費用について補助金を交付します。



新生活

項目	対象となるもの	対象とならないもの
住宅取得費用	住宅取得費用	土地購入費用、住宅ローン手数料等
住宅リフォーム費用	住宅の機能の維持又は工場を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用	倉庫、倉庫にかかる工事費用、門、フェンス、植栽等の外溝にかかる工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入、設置にかかる費用等
住宅賃借費用	家賃（1 か月のみ）、敷金、礼金、共益費、仲介手数料	家賃（2 か月目以降の分）、駐車場代、物件の清掃代、鍵交換代、更新手数料、光熱水費、設備購入代、火災保険料、家財保険料等
引越費用	引越業者や運送業者へ支払った場合	レンタカーを借りた場合、家族や友人に依頼した場合、自身で行った場合

【補助額】 夫婦ともに 29 歳以下の場合 **上限 60 万円**

夫婦ともに 30 歳以下の場合 **上限 30 万円**

※交付要件等の詳細については、ホームページでご確認いただくか、企画調整課までお問い合わせください。



ホームページでも掲載しています。



お問い合わせ先

肝付町役場

企画調整課

☎ 0994 (65) 8422

